

除いては、基本的に「道州」と市町村で担っていくかたちにするもの」とされている。

▼なぜ道州制が議論されているのか

都道府県は、現行の地方自治制度の下では、広域の地方公共団体として、住民福祉の増進を図るため相当の機能を担ってきたといえる。

しかしながら、市町村合併の進展等による影響、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大など、最近の社会経済情勢の変化の中で、現行の都道府県制度のままでこの変化に対応していくことが可能か、いっそうの推進が求められる地方分権改革の担い手としてふさわしいかが問われるようになってきた。

また、わが国の将来を見通すときには、広域自治体改革を、都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、国のかたちの見直しに関わるものとして位置づけることが考えられることから、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像の確立が求められている。

このような見地から、広域自治体改革の具体策として、道州制が論議されているところである。

▼道州制に関する国の動向

第28次地方制度調査会が、「道州制のあり方に関する答申」を平成18年2月にとりまとめ、内閣総理大臣に提出。

この答申では、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立するなどの見地から、「道州制の導入が適当」とし、道州の担う事務や組織、区域例など制度設計に関する基本的な考え方を示す。

現在、政府には、道州制担当の内閣府特命大臣が置かれ、道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定するとしている。また、平成18年12月には、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」、いわゆる「道州制特区法」が可決成立するなど、国における取り組みは本格化。

▼道州制に関する神奈川県などの動向

道州制等の将来の広域自治体のあり方については、全国知事会、地方自治体、経済界などにおいても、様々な検討が行われている。

神奈川県では、学識経験者による「神奈川県広域自治制度研究会」を平成16年6月に設置。道州制の将来の広域自治体のあり方について研究を進め、平成18年12月には、3年間にわたる検討結果が報告書としてまとめられた。

また、こうした検討結果などを踏まえて、フォーラムの開催など、県民の方々との意見の交換と掌握に努めている。

▼道州制のメリット

1点目は、「地方分権の推進と地方自治の充実強化」。国と地方の役割分担を体系的に見直し、都道府県から市町村、国から道州へ権限を移譲することによって、政策を形成する過程において住民の意思が反映されやすくなり、自己決定と自己責任を基本とした地域社会が実現するものと期待される。

2点目は、「自立的で活力ある圏域の実現」。道州が圏域の主要な政治行政主体となり、圏域相互間、さらには海外諸地域との競争・連携がいっそう強まり、ひいては東京一極集中が是正されるものと期待される。

3点目は、「国・地方を通じた効率的な行政システムの構築」。国と地方の重複行政に関する問題が解消され、道州が企画立案から管理執行までを、できるかぎり一貫して実現できるようになり、行政の効率化と責任の明確化が図られる。また、国と地方を通じた行政組織のスリム化、行政コストの削減も実現する必要がある。

道州制の導入は、このような効果が期待される一方で、国民生活に大きな影響を及ぼすものと考えられる。答申では、道州制の導入に関する判断は、国民的な論議の動向を踏まえて行われる必要があるとされている。